

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 今月15日に税制改正大綱を決定

Q: 平成8年度の税制改正に向けた審議が進んでいるようですが、来年の税制は何か改正があるのでしょうか。

A: 連立与党の税制改革プロジェクトチーム(与党税調)は、平成8年度税制改正に向けた大詰め審議を行ない、15日に8年度税制改正大綱が決定しました。

8年度改正では、当初、法人税減税なども狙上にのぼっていましたが、9年度に見送られ、土地税制を中心とした小幅な改正になりました。

しかし、その中で、注目される点は、地価税の税率を現行の0.3%から0.15%への引き下げと、5年を超える個人所有土地の譲渡益のうち4千万円以下の部分に係る税率を所得税・住民税合わせて26%に引き下げる内容が盛り込まれていることです。

〈主な改正項目〉

- ・地価税……税率0.3%を0.15%に引き下げ、課税対象拡大
- ・譲渡益課税……個人は長期譲渡益を軽減、法人は税率半減
- ・固定資産税……税額の今年度増加率を2.5-5.0%に軽減
- ・公益法人課税……「みなし寄付金」を20%に
- ・所得税、住民税……特別減税を継続
- ・有価証券取引税……税率0.3%を0.21%に引き下げ
- ・発砲酒のビール並みの課税
- ・個人住民税……都道府県民税、市町村民税で年間800円増税

